

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 肥料の登録
- 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例に基づく使用料の減額
- ◇人委規則 職員の使用に関する規則の一部改正
- ◇教委規則 校舎主任設置規則の一部改正
- ◇教委告示 県立高等学校の設置
- 昭和二十八年二月鳥取県教委告示第七号の一部改正
- 〃 第九号の一部改正
- 定例教育委員会の招集
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験合格者

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第七十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十六号の次に次の八号を加える。

- 三十六の二 准看護婦試験手数料
- 三十六の三 准看護婦試験合格証明書交付手数料
- 三十六の四 准看護婦免許手数料
- 三十六の五 准看護婦免許証書換手数料
- 三十六の六 准看護婦免許証再交付手数料
- 三十六の七 准看護婦業務従事証交付手数料
- 三十六の八 准看護婦業務従事証書換手数料
- 三十六の九 准看護婦業務従事証再交付手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百九十一号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の

規定により次の肥料を登録した。

昭和二十八年十一月六日
鳥取県知事 西尾愛治

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最少量(%) 窒素全量 燐酸全量 加里全量	住 所	生 産 者 名
------	-------	---------------------------------	-----	---------

鳥取県 二〇四	七、〇胡麻油粕粉末	七、〇二、〇一、〇	米子市灘町三丁目一四九	中国化成株式会社 社長 桑原武一郎
二〇五	八、〇蚕蛹油かす	八、〇一、〇	京都府綾部市大字青野小字膳所一	那是製糸株式会社 社長 波多野林一
二〇六	五、三菜種油粕	五、三二、〇一、〇	西伯郡大高村字泉四六八	渡辺 岩男

鳥取県告示第四百九十五号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、同条第二条に規定する使用料の額を、昭和二十八年十一月十六日から同年十二月十五日までの間次のとおり減額する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県知事 西尾愛治
糞便顕微鏡的検査料（集団） 五円

人事委員会規則

職員に任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第八号

職員に任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四以上ある場合」を「三以上ある場合」に、「三の職」を「二の職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

校舎主任設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

鳥取県教育委員会規則第八号

校舎主任設置規則の一部を改正する規則

校舎主任設置規則（昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号及び第三号を削る。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の任務を遂行するため校舎主任は教頭及び主事と連絡を密にしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年十一月一日から適用する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十五号

昭和二十八年十一月一日から次のように県立高等学校を

設置する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会

新設高等学校名

位置

県立法勝寺農業高等学校 西伯郡法勝寺村法勝寺と

かまえ地内

県立境水産高等学校 上道村山中二〇六

四番地

鳥取県教育委員会告示第三十六号

昭和二十八年二月鳥取県教育委員会告示第七号（県立高等学校の校名、位置及び課程について）の一部を次のように改正し、昭和二十八年十一月一日から適用する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会

米子南高等学校		全日制	商業科 農業科 実業別科	商業科 農業科 家庭課程	米子市長砂町一八八番地 西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内
定時制	農業科	農業科	農業科 家庭課程	農業科 家庭課程	米子市長砂町一八八番地 西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内

を

米子南高等学校		全日制	商業科 農業科 実業別科	商業科 農業科 家庭課程	米子市長砂町一八八番地 西伯郡余子村竹内五五五番地
定時制	農業科	農業科	農業科 家庭課程	農業科 家庭課程	西伯郡余子村竹内五五五番地

に改め

米子南高等学校の次に次のように加える。

法勝寺農業高等学校		全日制	農業科	農業科 家庭課程	西伯郡法勝寺村とかまえ地内
定時制	農業科	農業科	農業科 家庭課程	農業科 家庭課程	西伯郡法勝寺村とかまえ地内

境高等学校		全日制	普通科 水産科 家庭別科 無電別科	普通科 漁撈課程	西伯郡境町東本町二番地 上道村山中二〇六四番地 境町東本町二番地 西伯郡上道村山中二〇六四番地
定時制	普通科 (夜間)	普通科	普通科	普通科	西伯郡境町東本町二番地

を

境高等学校		全日制	普通科 家庭別科	普通科	西伯郡境町東本町
定時制	普通科 (夜間)	普通科	普通科	普通科	西伯郡境町東本町

に改め

境水産高等学校		全日制	水産科 無電別科	漁撈課程	西伯郡上道村山中二〇六四番地
定時制	無電別科	無電別科	無電別科	無電別科	西伯郡上道村山中二〇六四番地

境高等学校の次に次のように加える。

鳥取県教育委員会告示第三十七号

昭和二十八年二月鳥取県教育委員会告示第九号(県立高等学校の通学区について)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会

四 実業科(中学区)中「米子南高 商業課程」を「米子南高 商業課程」に改め、米子工高の次に次のように加える。

法勝寺農高 農業課程 農村家庭課程

五 実業科(全県一区)中「境高」を「境水産高」に改める。

鳥取県教育委員会告示第三十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

- 一日時 十一月九日午後一時
- 二 場所 県教育委員会々議室
- 三 議題 委員長副委員長の互選について

公 告

昭和二十八年十月二十三日倉吉保健所において施行した毒物劇物取扱者試験の合格者の氏名を次のように公告する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

毒物劇物取扱者試験合格者

一般用(二五名)

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	遠藤 泰成	五	米田 勝嘉
二	亀山 吉照	六	高木 利文
三	田中 静恵	七	新納 千枝
四	瀬戸 基弘	八	村上 正五郎

農業用(二五名)

九	山田 幸吉	二二	米 沢 才次郎
一〇	富谷 うめの	二三	山 崎 正四郎
一一	松尾 智津子	二四	足 利 千代子
一二	尾崎 幸子	二五	成 瀬 喜春
一三	奥田 壽美子	二六	岩 村 久恵子
一四	林 君子	二七	加 藤 瑞枝
一五	大橋 利三郎	二八	谷 岡 春雄
一六	山本 巖		
一七	山本 巖		

二四	井 沢 誠之	三二	中 本 徳親
二五	岡 本 敏雄	三四	杉 原 覚雄
二六	武 部 政太郎	三五	長 川 勝巳
二七	横 山 豊	三六	高 木 静雄
三一	長谷川 盤		